

意思疎通と言語の関係 ～「障害者の権利に関する条約」より～

<障害者権利条約>

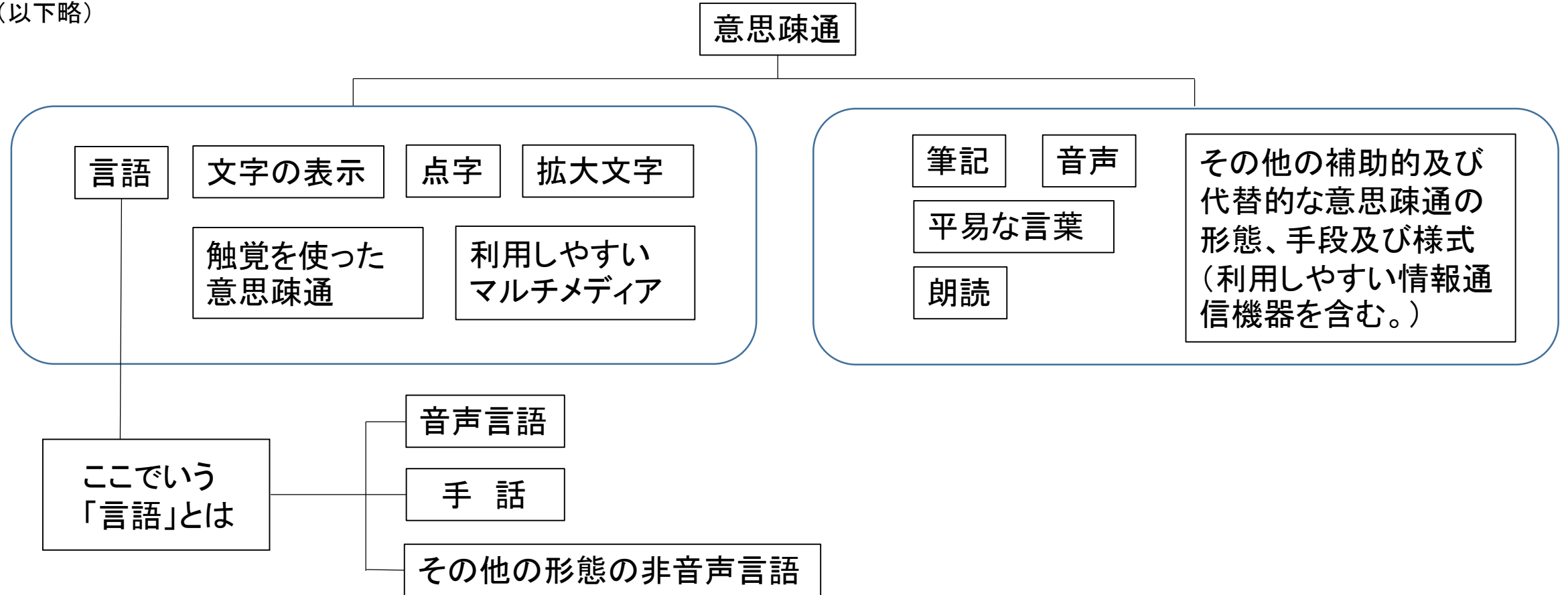
第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

(以下略)



すなわち、第二条は、「意思疎通」には、言語、点字や筆記、音声等があり、「意思疎通」の一つである「言語」には、音声言語、手話、その他の形態の非音声言語があることを示しています。